

Weekly Report

第705号
令和5年7月10日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

欠損金が生じた場合の繰越控除と繰戻還付

青色申告書を提出する法人に欠損金（税務上の赤字）が生じた場合、適用できる制度には「繰越控除」と「繰戻還付」があります（繰戻還付は原則、中小法人等に限る）。

◆欠損金を10年間繰り越す「繰越控除」

欠損金の「繰越控除」は、欠損金が生じた事業年度の翌事業年度以降10年間（平成30年4月1日前に開始した事業年度に生じた欠損金は9年間）にわたって欠損金を繰り越す制度で、繰越期間中の各事業年度で生じた所得金額（黒字）から繰越欠損金を控除できます。

中小法人等（資本金1億円以下）は各事業年度の所得金額を限度に控除できますが、中小法人等以外の法人は所得金額の50%が限度額となります。

なお、複数の事業年度において生じた繰越欠損金がある場合には、最も古い事業年度の繰越欠損金から順に控除します。

◆欠損金を前期に繰り戻す「繰戻還付」

欠損金の「繰戻還付」は、欠損金が生じた事業年度開始の日の前1年以内に開始した事業年度において所得金額があり法人税を納めている場合に、欠損金を繰り戻すことができる制度で、既に納めている法人税から欠損金の分の還付を受けられます。

この繰戻還付を適用できるのは、原則として資本金1億円以下の中小法人等に限られています。

なお、災害損失欠損金額（災害により棚卸資産や固定資産などに生じた減失や原状回復等による損失）については、前2年以内に開始した事業年度に繰り戻して還付を受けることができ、中小法人等以外の法人も適用可能です。

「コロナ借換保証」を利用する場合は

新型コロナ対策による民間ゼロゼロ融資（3年間実質無利子・無担保）の多くが元本返済と利払いの開始時期を迎えつつありますが、資金繰りが厳しい事業者は国が保証料の一部を補助する「コロナ借換保証」の利用などを検討しましょう。

コロナ借換保証は一定要件（売上高又は利益率が5%以上減少など）を満たす事業者が対象となり、保証限度額1億円、保証期間10年以内（据置期間5年以内）、保証料率0.2%です（無利子期間はなく、金利は金融機関所定）。

なお、利用する際には自社の現状認識や将来目標、今後の行動プラン、収支・返済計画などを盛り込んだ経営行動計画書の作成が必要となります。

熱中症にご注意ください

熱中症は毎年7月から多く発生しますので、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給をします。

また、熱中症の症状（めまいや大量の発汗、嘔吐、意識障害など）がある人がいた場合は、涼しい場所へ移して体を冷し、水分補給させることが重要です。自力で水分の摂取ができない場合や意識障害が見られる場合はすぐに病院に搬送します。

★7月7日からの大雨により現在、島根・福岡・佐賀・大分の16市町村に災害救助法が適用され、被害中小企業対策が行われます。